

R7. 11. 25

R7 運協④

資料 1



昭 国 協 第 号  
令 和 年 月 日

昭島市長 白井伸介様

昭島市国民健康保険運営協議会

会長 下田初穂

昭島市国民健康保険税の税率の改定について（答申）

本協議会は、令和7年7月10日付け昭保保第101001号で市長から諮詢を受けた標記の件について、制度の運営状況や将来的な見通し、市民生活への影響など、様々な要因を捉え、総合的に検討を進めてきた。今般、本協議会の審議内容がまとまったので、下記のとおり答申する。

記

諮詢第36号 昭島市国民健康保険税の税率の改定について

国民健康保険税は、制度運営において根幹をなす重要な財源である。

本協議会では、市の説明を受け、令和8年度及び将来的な財政運営の安定化について考察を行った。

これまでの昭島市国民健康保険の財政状況は、一般会計からの繰入や運営基金の活用により収支の均衡が保たれていた。しかし、運営基金残高の減少に伴い、十分な繰入を行うことができず、現行の保険税率のままでは、一般会計からの繰入をさらに増額する必要が見込まれる。このままでは「昭島市国保財政健全化計画」に基づく、計画的な赤字繰入の解消にははるかに及ばず、安定的な制度運営にも懸念が生じる。更に、令和8年度より子ども子育て支援金制度が創設され、その財源として新たな負担が生じることとなっている。したがって、保険税率の引き上げは避けられないとの結論に至った。

一方、市民生活は長引く物価高騰等の影響により大変厳しい状況下におかれている。こうした状況を勘案すると、一般会計からの繰入を継続することもまたやむを得ず、被保険者への影響は最小限となるよう十分に配慮されるべきことも理解できる。

市においては、中長期的に安定的で持続可能な制度運営に、最大限注力するよう求めるものである。

以上、次のとおり付帯意見を付し、答申する。

- 1 今回の答申は、昨今の財政状況や社会情勢等を踏まえて検討した結果である。したがって、検討の前提が大きく変わった場合には、本協議会の答申（平成23年7月25日付け23昭国協第6号）における付帯意見、2年ごとの検討期間にとらわれることなく、敏速な対応を図り、制度の安定的な運営に努められたい。
- 2 昭島市の国民健康保険税収納率については、近年は一定の収納率が確保され、評価するところではあるが、保険税負担の公平性と安定的な制度運営を確保するため、更なる収納率の向上に努められたい。
- 3 保険者として、被保険者の健康維持・増進に向け、積極的に取り組むとともに、医療費の適正化に向けても引き続き努められたい。
- 4 国民健康保険は、社会状況の影響を強く受け、医療費水準が高い一方で、他の医療保険制度と比較して所得水準が低いなど、構造的な問題を抱えている。被保険者の負担軽減を図り、制度の安定的な運営を持続させるため、引き続き国や東京都に対し財政支援を強く求め、機会を捉え要望を続けていただきたい。
- 5 国及び東京都の保険税（料）水準統一に向けた動向を注視するとともに、東京都内自治体の財政健全化に向けた取組について調査・研究され、昭島市も後れをとることなきよう努められたい。